

29.小ヶ倉町1丁目地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
小ヶ倉町1丁目地区	(1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 診療所 (8) 介護老人保健施設その他これに類するもの (9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10) 火薬類の製造、貯蔵又は処理に供するもの

別表第5.敷地面積の最低限度(第7条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
小ヶ倉町1丁目地区	1,000 平方メートル

別表第6.壁面の位置の制限(第8条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
小ヶ倉町1丁目地区	2メートル(小ヶ倉町1丁目地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限がある範囲に限る。)	

別表第7.高さの最高限度(第9条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
小ヶ倉町1丁目地区	20 メートル